

# 行田市人権教育推進協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、行田市人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を行田市教育委員会内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）の趣旨に基づき、行田市における人権教育の推進を図り、様々な人権問題に対する協議を行い、人権尊重の精神の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会及び講演会の開催
- (2) 各種関係機関等の連絡調整
- (3) 参考資料の紹介及び提供
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、理事により構成する。

2 理事は、次に掲げる区分の中から選出し、組織する。

- (1) 地区人権教育推進協議会長（以下「地区人推協会長」という。）
- (2) 社会教育関係団体
- (3) 学校教育関係者
- (4) 行政機関関係者
- (5) その他関係機関・団体等関係者
- (6) 学識経験者

3 理事の任期は、2年とする。ただし、理事が欠けた場合の補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事は、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、地区人推協会長の中から互選によって選出し、総会の承認を得る。
- (2) 副会長は、理事の中の地区人推協会長、集会所運営委員長から各1名を選出し、総会の承認を得る。
- (3) 常任理事は、理事の中の地区人推協会長、集会所運営委員長、小中学校長、市人権推進課長から選出し、総会の承認を得る。
- (4) 監事は、理事の中の地区公民館長、集会所運営委員長から各1名を選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次の分掌とする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時は予め会長が定める順位により、その職務を代行する。また、専門委員会を分掌する。
- (3) 常任理事は、専門委員会を分掌する。

(4) 監事は、協議会の会計を監査する。

(総 会)

第 8 条 総会は、全理事をもって構成され、協議会の最高議決機関とし、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 規約の改正に関する事項
- (2) 収支予算及び決算に関する事項
- (3) 事業計画及び運営に関する事項
- (4) その他重要と認める事項

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、年 1 回開催する。

4 前項の規定にかかわらず、理事の 3 分の 1 以上から要求があった場合又は役員会で必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

5 総会及び臨時総会は、理事の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。議決可否同数の場合は、議長の決するところによる。また、委任状をもって議決に参加することができる。

(役員会)

第 9 条 役員会は、会長、副会長、常任理事及び監事をもって構成し、協議会の企画運営にあたる。

2 役員会は、会長が招集し、議長となる。

(専門委員会)

第 10 条 役員会に、事業委員会及び調査広報委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 専門委員会の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業委員会 研修会及び講演会の企画運営
- (2) 調査広報委員会 人権教育及び啓発に関する視察研修等の実施及び人権広報紙の発行その他の広報活動

3 副会長及び常任理事は、前項に規定する専門委員会のいずれかに所属するものとする。

4 専門委員会は、協議会の目的達成のため、必要な事項について審査し、その執行にあたる。

5 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 専門委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(会計年度)

第 11 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(会 計)

第 12 条 協議会の経費は、行田市の補助金その他収入をもって充てる。

(庶 務)

第 13 条 協議会の庶務は、行田市教育委員会生涯学習部生涯学習スポーツ課において処理する。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、この規約の執行及び協議会の運営に関し、必要な事項は、役員会に諮って別に定める。

附 則

この規約は、令和 2 年 7 月 10 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。